

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和6年1月5日(金) 午前10時00分～午前10時56分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11		12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34		35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員		11	二宮康壽	34	跡部雅	
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		新次長		菊地専門員(農地)	
		松田専門員(農政)		菊地主査			
⑦	農林振興課	大久保課長		後藤専門員		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第2号	農地法第4条の規定による許可の取消について				
		議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第5号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第6号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について				
		議案第7号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、11番 二宮康壽委員、34番 跡部雅委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、15番 平井城太郎委員と16番 形山康浩委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>この議案の中には、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書の1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>1番、北只の田3筆2，150㎡の農地は、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事をします。</p> <p>2番、菅田町大竹字石丸の畑2筆85㎡の農地は、贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>3番、喜多山の畑1筆882㎡の農地は、売買での所有権移転になります。</p> <p>所有権移転後は、果樹の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人夫婦で年間を通して従事します。</p> <p>4番、春賀の田1筆378㎡及び畑2筆547㎡の農地は、贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通じて従事します。</p> <p>5番、八多喜町の畑2筆5，965㎡の農地も、贈与による所有権の移転です。</p>

所有権移転後は、野菜の栽培をします。

農業は、譲受人が年間を通じて従事します。

6番、上須戒の田3筆1, 695㎡、畑1筆219㎡及び樹園地5筆5, 001㎡の農地は、売買での所有権移転になります。

所有権移転後は、野菜及び果樹の栽培をします。

農業は、譲受人で年間を通して従事します。

7番及び8番は、譲受人が同一の案件です。

7番、肱川町名荷谷の畑3筆1, 439㎡の農地及び8番、同じく肱川町名荷谷の畑2筆319㎡の農地は、いずれも売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、果樹の栽培をします。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

以上、8件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番

1番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は2ページを参考にしてください。

1番案件は、譲渡人が県外に在住して、耕作管理が出来ないため、売買にて所有権移転を行うもので、申請地は、大洲市南久米連絡所から東へ約200mのところにある、譲受人が所有する農地に隣接しています。

譲受人は家族で農業に従事をしており、今後も水稻の栽培をしていくため、耕作管理に問題はないと考えます。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

2番。

13番

2番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は3ページをご覧ください。

2番案件は贈与での所有権移転で、申請地は、大洲市消防団菅田分団第5部詰所に隣接する農地で、現在も良好に管理されております。

現地確認において、申請農地の登記面積と実際の面積とは相違が見受けられますが、県道の拡幅や消防詰所の建築により分筆していることを公図で確認しているため、問題はないものと思われま

す。また、譲受人は、夫婦で年間を通じて農業に従事するなど、今後の耕作管理に問題はないものと思

います。その他の調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

3番。

19番

3番案件のご説明をいたします。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3番案件は売買での所有権移転で、申請地は、立山集会所の南西約330mにある農地になります。

譲受人は夫婦で農業に従事するとともに、今回取得する農地と昨年12月に3条申請のあった農地と同様に果樹の栽培を計画しているため、所有権移転後の管理に問題はないものと思われます。

その他、申請書類の内容や現地調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

4番。

21番

4番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4番案件は、譲渡人が高齢となり、耕作管理が難しくなってきたため、子にあたる譲受人への贈与による所有権移転です。

申請地は、JR春賀駅の周囲約500mに点在する農地3筆になります。

申請によると、譲受人の住所は県外ですが、譲渡人と同居しており、農業はこれまで同様、年間を通じて従事をするため、問題はないものと思われます。

その他、書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

5番。

22番

それでは、5番案件のご説明をいたします。

議案説明資料は6ページも参考にしてください。

5番案件も贈与による所有権移転で、申請地は、国営パイロット八多浪団地内の、伊州子側にある農地2筆です。

申請によると、譲受人は、既に譲渡人から使用貸借により借受している農地ですが、今回、市の支援事業を受けるにあたり、農地取得の要件が必要となったことによるものです。

農業は、譲受人が年間を通して従事するもので、現地確認において申請地の一部は遊休化しておりますが、今後整備を行い、葉物野菜の栽培を計画しているなど、その他調査結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

6番。

23番

6番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は7ページを参考にしてください。

6番案件の申請地は、上須戒ふれあい広場の北西約300mに点在する、空き家バンクへ登録されていた譲渡人が所有する宅地や建物と合わせて、今回農地も取得し管理をするものであります。

申請によると、譲受人はこれまで農業の経験はないが、これから地域の方々から農業を教わりながら従事する旨の新規営農計画書も提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

7番。

33番

7番及び8番案件は、関連がありますので、合わせてご説明いたします。

議案説明資料は、8ページと9ページを参考にしてください。

7番と8番は、譲受人が同一の関連案件で、どちらも売買による所有権移転で、申請地は、嘉城集会所の南東約200mに点在する農地になります。

農業は、譲受人家族が年間を通じて従事しており、今回取得する農地では果樹を栽培するものです。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はないことから、所有権移転後の管理に問題はないものと思われまゝす。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

次に、議案第2号『農地法第4条の規定による許可の取消について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼  
農政係長)

失礼いたします。議案第2号「農地法第4条の規定による許可の取消について」ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

1番、恋木の土地、1筆の案件は、令和5年1月20日付けで許可されていたものです。

申立によりますと、許可を受けた土地にクヌギを植林する予定であったが、近隣の別の農地に植林することとし、この土地には改めて栗を植林することとし、引き続き農地として利用するため、当該許可の取消しを申請するものでございます。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を取消願いのとおり、やむを得ないものとして送付することに、ご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案は願いのとおりやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 失礼いたします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」の10ページから15ページを併せてご覧ください。

1番、平野町平地の土地2筆です。

申請地は、斜面にある棚田であるため、生産性が悪く、申請人も高齢で農作業が困難になり、後継者及び耕作希望者もいないため、杉や桜を植林して、山林として管理をするものであります。

申請地は、別紙「議案説明資料」11ページの位置見取図において赤色の箇所となっております。大洲市内中心部から西南西に約5.7kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」10ページをご確認ください。

2番、恋木の土地、1筆です。

申請人は、山間部に位置した傾斜地で、周りを山林で囲まれている生産性の低い農地である申請地に、椎茸のほだ木にするためのクヌギを植林し、山林として管理したいとの申請であります。

申請地は、別紙「議案説明資料」14ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から北東に約7.3kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」13ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の10ページから12ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、申請地は、斜面にある棚田で生産性が悪く、申請人は耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地には隣接する水田があるものの、農地所有者は高齢で現在耕作はされておりません。と同時に同意も得ており、各項目につきましても適当と思われることから、問題はないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

2番。

20番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の13ページから15ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、申請地は、山間部に位置した傾斜地で、周りを山林で囲まれており、農地としての維持管理が難しく、生産性の低い農地であるため、椎茸のほだ木にするためのクヌギを植林し、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は、山林に囲まれており、隣接する農地は存在せず、各項目につきましても適当と思われることから問題はないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」16ページから22ページまでを、併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地、4筆計947㎡の案件は、譲受人である寺院において、駐車場に庫裏及び本殿を建築したことにより、参拝者用駐車場が不足するため、新たに申請地を取得して、露天駐車場を増設するものです。

申請地は、大洲市中心部から北東に約4.0kmのところを位置し、農地区分は、都市計画法で規定する準工業地域内の農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、この案件の一部の土地につきましては、写真にありますように、許可前に土地造成を行い、通行地となっており、違反転用の状態です。このことについて、譲受人から始末書が提出されており、反省しているようでありますので、追認許可についてご検討いただきますようお願いいたします。

2番、菅田町大竹字下久保の土地、1筆991㎡の案件は、令和5年2月に農地転用の申請の際に、売却の同意をもらえなかった土地について、今回、借りることの了承を得ることになったため、賃貸借によって借入れ、トラック等の露天駐車場とし、事業用地一体で利用しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から東南東に約2.3kmのところを位置し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくことなく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、この案件は、写真にありますように、許可前に土地造成を行っており、違反転用の状態です。これについて、借受人から始末書が提出されており、反省しているようでありますので、追認許可についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、本件につきましては、全体事業の面積が増えることになるため、後ほどご審議いただきます事業計画変更も併せて申請されております。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、17ページの位置図のとおり、松山自動車道大洲インターチェンジ入口に隣接する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われまます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですが、写真にありますように、既に一部、○○○○-○が通行地になっていることもあり、違反転用の状態です。



また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地はありませんので、問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲受人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

2番。

13番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから25ページを参考にしてください。申請地は、21ページの位置図のとおり、自動車道肱南インター入口から、東へ約1.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、既に土地造成がなされており、駐車場となっております。違反転用の状態となっております。

第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲受人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第5号『農地転用事業計画変更申請について』を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙「議案説明資料」23ページから25ページまでを、併せてご覧ください。

1番、菅田町大竹の土地の案件は、令和5年第3回定例総会にて審議され、同年4月25日付けで転用許可となっている案件でございます。

当初は、事務所を壊してアスファルトプラントを設置する計画でした

が、物価高騰を背景に、事務所を建築せず、既存の事務所をそのまま使用することとして、アスファルトプラントを別の場所に設置する計画に変えようとしたところ、地元住民等からの異議があり、設置を断念。代わりに、アスファルト混合機等を設置する計画に変更することになりました。

また、先ほど5条の案件でご説明したとおり、転用申請の際、購入できなかった農地1筆について、今般地権者から借りられることになったため、トラック等の露天駐車場を設置することが可能となります。

露天駐車場が確保できることにより、駐車場の予定地だった元の場所は瓦礫置場に利用するなど、土地利用計画の変更をしようとするものです。

このことにより、農地区分としては第2種農地と判断しておりますが、先ほど審議していただきましたように、転用申請地はほかの事業用地との一体利用となるため、土地の代替性がないことから、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件は計画変更面積が3,000㎡を超えるため、今月26日開催予定の常設審議委員会において、ご審議いただく予定です。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

13番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の23ページから25ページを、参考にしてください。

申請地は24ページの位置図のとおり、自動車道脇南インター入口から東へ、約1.4kmから1.6kmの範囲に位置する土地になります。

本件は、事務局から説明がありましたように、昨年3月の第3回定例総会において農地転用を審議した案件であり、翌月の4月25日付けで転用許可が下りてから7月より造成工事がなされ、同年11月には造成工事が完了しています。

今回の事業計画の変更では、施設の配置の変更が主なものであり、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり、問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第6号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法

人報告について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼  
農地係長）

議案第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書は、7ページと8ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」及び「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を前のスライドに表示しておりますので、合わせて確認をお願いします。

1番、〇〇〇〇は、主に「こんにゃく芋・里芋」の栽培を行っており、合わせて加工品の製造・販売も行っています。

①「法人の組織」は、株式会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の過半以上が農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は、構成員6名全員が農業常時従事者であり、有している議決権20口全てが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は、執行役員3名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

2番、〇〇〇〇は、主に「果樹」の栽培を行っています。

①「法人の組織」は、有限会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全てが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員2名が農地提供者又は農業常時従事者であり、有している議決権60口全てが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は、執行役員2名とも、農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上、2件の報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

この議案の中には、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局（専門員兼  
農地係長）

事務局の説明を求めます。

議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書の9ページから、ご覧ください。

利用権設定の案件になりますが、「新規」案件のみを説明させていただきます。

まず、9ページの3番から11ページにかけての9番は、利用権の設定を受ける者が同一で、いずれも水稻を栽培するため、3番と4番及び6番から8番は賃借権を、5番と9番は使用賃借権を、それぞれ5年間設定するものです。

次に、12ページの10番は、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定するものです。

14ページになります。21番は、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

次の22番から18ページの33番ですが、利用権の設定を受ける者が同一で、いずれも水稻や麦を栽培するため、24番と25番のうち、2筆は賃借権を5年間、25番のうち1筆と28番と29番、32番は5年間、22番及び26番、30番と31番、33番は10年間の、使用賃借権を設定するものです。

続いて34番は、麦を栽培するため、賃借権を3年間設定するものです。

次に35番から19ページにかけての38番は、利用権の設定を受ける者が同一で、いずれも飼料を栽培するため、賃借権をそれぞれ10年間設定するものです。

その他の案件は、「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、38件・76筆、利用権設定総面積、94,401㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書は、20ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。

菅田町菅田の土地、田2筆1,995㎡、利用目的は「水稻」です。

以上、所有権移転件・筆数、1件・2筆、所有権移転総面積、1,995㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたしま

す。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。